

香取市農泊推進業務公募型プロポーザル募集要領

平成30年度

香取市農泊推進協議会

1 趣旨

本要領は、香取市農泊推進業務の契約の相手方（以下「契約候補者」という。）を選定するにあたり、公募型プロポーザル方式の実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 農泊推進業務（次の①～⑤までの各業務を公募する）
- ①農泊推進業務（農泊周遊プラン作成委託業務）
 - ②農泊推進業務（農泊に係る広告宣伝掲載）
 - ③農泊推進業務（ジェラート作り体験プログラム開発委託業務）
 - ④農泊推進業務（農泊拡大人材育成委託業務）
 - ⑤農泊推進業務（竹細工作り体験プログラム開発委託業務）

(2) 業務の目的

本協議会では、農村・農業のビジネス化に向け、雇用確保と所得向上を目指すため、『農泊』の取り組みを推進している。こうした取り組みを効果的で実効性の高いものとするため香取市農泊推進業務を実施することとした。

本業務では、専門事業者のノウハウを活用し効果的で実行性の高いものとするために必要な委託及び広報宣伝支援を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別添「香取市農泊推進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

- (4) 履行場所 香取市内
- (5) 委託期間 契約の日の翌日から平成31年3月25日まで
- (6) 提案上限額 ①1,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
②3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
③2,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
④1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
⑤1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (7) 発注者 香取市農泊推進協議会

3 プロポーザルへの参加資格

本業務の企画提案に参加できる者は、業務遂行能力を有しており、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者であること。

- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者または本業務の公示日全6カ月以内に手形又は小切手の不渡りをした者。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの。
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの。
 - ④ 同一人が代表者となる者で、重複して本プロポーザルへ参加申請をしているもの。
- (2) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (3) 香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年香取市告示第113号）の規定に基づく指名停止措置を本業務の公示日から契約を締結するまでの間、受けていない者。
- (4) 香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年香取市告示第149号）に基づく入札参加除外措置を受けていないものであること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている構成員であると認められる者でないこと。

4 担当・提出先

香取市農泊推進協議会 事務局：(株)ザファーム（担当：田山）
 〒287-0103 千葉県香取市西田部 738
 電話番号：0478-79-0666／FAX 番号：0478-79-7756
 電子メール：thefarm.tayama@gmail.com
 受付時間：午前9時から午後5時まで

5 スケジュール

項目	日程
公募開始（HP公表）	平成30年12月25日（火）
参加申込書受付	平成30年12月26日（水）～31年1月11日（金）まで
質問受付	平成30年12月26日（水）～31年1月9日（水）まで
質問への回答	平成31年1月10日（木）まで
提案書受付	平成31年1月12日（土）～1月15日（火）まで
審査（プレゼンテーション実施）	平成31年1月17日（木）（予定）
審査結果通知	平成31年1月18日（金）（予定）

6 プロポーザルへの参加

本プロポーザルに参加の意思のある者は、書面により、持参又は郵送で、以下のとおり参加の申込をするものとする。

- (1) 提出期間 平成30年12月26日(水)～平成30年1月11日(金) 午後5時必着
- (2) 提出先 「4 担当・提出先」と同じ
- (3) 提出書類
 - ① 参加申込書(様式1)
 - ② 会社概要(任意様式)
会社名、会社設立年月日、所在地、有資格者・技術者数、業務概要、経営規模、経営状況、連絡先(担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)を必ず記載すること。
 - ③ 誓約書
参加者について、業務の実施能力がある旨及び未納の税額がない旨の誓約
- (4) 提出部数 各1部
- (5) 参加辞退 参加申込後に辞退をする場合は、参加辞退届(様式3)を提出すること。

7 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

本件に関する質問は、質問書(様式2)により、質問事項を箇条書きで記載し、本書に示す「4 担当課・提出先」へ電子メールで送信すること(着信は必ず確認すること)。

なお、企画提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問や業務内容に係る質問は受け付けない。

- (1) 受付期間 平成30年12月26日(水)～平成30年1月9日(火)
- (2) 回答方法 平成31年1月11日(水)までに参加申込のあった全員に電子メールにより行う。

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出期間 平成31年月12日(土)～1月15日(火) 午後5時必着
- (2) 提出先 「4 担当・提出先」と同じ
- (3) 提出部数 各5部(押印が必要なものについては正本1部のみ押印し、残りの7部は複写とする。)
- (4) 提出方法 事務局あてに持参または郵送により提出すること。郵送の場合は特定記録、簡易書留、書留のいずれかによること。

9 企画提案書等の作成方法

企画提案書は、仕様書をもとに、次により作成すること。

なお、プロポーザルは、当該業務における具体的な取り組み方法について提案

を求めるものであり、成果の一部を求めるものではないことに留意し作成すること。

(1) 提案書の用紙

原則としてA4判用紙（A3判用紙の折り込み可）とし、様式4を表紙として次の（2）～（4）の順に綴じること。

(2) 提案内容（任意様式）

① 業務に対する基本的な考え方

② 戦略策定等に対する企画内容

専門事業者のノウハウを活用し効果的で実効性の高い戦略となるように地域性も踏まえ、盛り込むべき内容について提案すること。

③ 業務工程表

④ その他、提案したい事項を記載すること。

(3) 見積書・経費内訳書（任意様式）

提案上限額を超える提案は、失格とする。

(4) 業務実施体制（任意様式）

統括責任者及び担当者等の配置予定者の氏名、役職、分担業務等を記載すること。

(5) 留意事項

・企画提案書は、1者1提案のみとする。

・企画提案の内容は、見積の範囲内で実現可能なものに限る。

10 提出書類の取扱い

① 提出期限後において、提出された書類は理由の如何に問わず返却しない。

② 提出期限後において、提出された書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。（審査に影響を与えない軽微なものを除く）

③ 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することがある。

11 契約候補者の選定

(1) 審査方法

契約候補者の選定は、香取市農泊推進業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、参加者による15分程度のプレゼンテーションを実施した上で、審査基準に基づき総合的に審査する。

プレゼンテーションの開催日時、場所及び実施方法等については、別途通知するものとする。

また、参加者が多数の場合には、（2）の審査基準に基づく事前審査により、プレゼンテーションに参加できる者を3者程度に選定する場合もある。事前審査は、

事務局で行う。

なお、参加者が1者であった場合は、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

(2) 審査基準

審査は、別紙「香取市農泊推進業務公募型プロポーザル審査基準」のとおり行う。

(3) 審査結果の通知・公表

- ① 審査の結果については、参加者に電子メールで通知するとともに、契約候補者を香取市ホームページで公表する。
- ② 審査結果に係る問い合わせには応じないものとする。
- ③ 参加者は、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

12 契約協議及び契約

上記審査により選定された契約候補者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは、速やかに契約を行うものとする。

なお、協議が整わない場合、評価により順位付けされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

13 その他

- ① 企画提案書等の作成、提出等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。
- ② 提出された提案書等は、返却しない。
- ③ 提出された提案書等は、提案者に無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において提案書等の複製、保存等を行う。

別紙

香取市農泊推進業務公募型プロポーザル審査基準

区分	審査項目	審査の着眼点	配点
遂行能力に関する審査	事業者の実施体制	提案事業を実施していくための体制及び担当者の実績は十分か。	20
	業務工程	業務を安定的に遂行できる適切なスケジュールとなっているか。	
	業務能力	業務執行能力が認められるか。	
提案書に関する審査	業務能力	業務の執行に関して適切か	55
	地域特色	地域性のある提案になっているか	
	効果	協議会が求めているものと合致しているか。 仕様書記載以外に提案があり、その内容が効果的か。	
全体に関する審査	業務の理解度	業務の目的や内容及び地域の特性を十分に理解しているか。	15
	総合評価	提案内容全体を通しての総合評価	
見積額			10
合計			100

様式 1

参加申込書

平成 年 月 日

香取市農泊推進協議会 宛

(提案事業者)

所在地

名 称

代表者

印

香取市農泊推進業務公募型プロポーザルに参加を申し込みます。

なお、「農泊推進業務公募型プロポーザル募集要領」に示された応募資格要件等をすべて満たしていることを誓約します。

(担当者)

職氏名		
連絡先	住所	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

様式 2

質 問 書

平成 年 月 日

香取市農泊推進協議会 宛

所 在 地 : _____

事業者名称 : _____

代 表 者 : _____

(質問内容)

質問項目	質問の具体的な内容

[注意] 質問は簡潔にしてください。

(担当者)

職氏名		
連絡先	住所	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

様式3

参加辞退届

平成 年 月 日

香取市農泊推進協議会 宛

(提案事業者)

所在地

名 称

代表者

印

香取市農泊推進業務公募型プロポーザルについて、下記の理由により参加を辞退します。

(辞退理由)

(担当者)

職氏名		
連絡先	住所	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

平成 年 月 日

企 画 提 案 書

香取市農泊推進業務業務公募型プロポーザルについて、別添のとおり企画提案書等を提出します。

なお、企画提案書、提出書類等の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

香取市農泊推進協議会 宛

所 在 地

会 社 名

代表者氏名

印

[連絡先]

会 社 名 :

担当者所属 :

担当者氏名 :

電 話 番 号 :

F A X 番 号 :

電 子 メール :

農泊推進業務（農泊周遊プラン作成委託業務）委託仕様書

本仕様書は、香取市農泊協議会が発注する香取市農泊推進業務を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託の名称

農泊推進業務（農泊周遊プラン作成委託業務）

2 業務の目的

本協議会では、農村・農業のビジネス化に向け、雇用確保と所得向上を目指すため、『農泊』の取り組みを推進している。こうした取り組みを効果的で実効性の高いものとするため香取市農泊推進業務を実施することとした。

本業務では、専門事業者のノウハウを活用し効果的で実行性の高いものとするために必要な委託を行うことを目的とする。

3 業務の内容

(1) 農泊コンテンツ発掘基礎調査支援業務

① 調査・分析

協議会の主催する農泊発掘セミナー等の開催に同行し、地域の農業のビジネス化に資する基礎的な情報を収集し、整理する。

② 関係者ヒアリング調査

協議会の主催する農泊発掘セミナー等に同行し、地域の農業のビジネス化に関する市内の事業者等を対象として、取り組み状況などの実態を把握するため、ヒアリング調査を実施する。

(2) 農泊コンテンツの周遊地図データ化及び案内マニュアルの作成

(1)の調査結果や意見等を踏まえ、農泊に繋がるコンテンツを整理し、地域で柔軟に周遊ルートとして検討できるようマップデータに落とし込み、また、案内マニュアルとしてデータ化すること。

(3) 農泊コンテンツ紹介イベントの開催

(1)の調査結果や(2)のデータ整理を踏まえ、農泊コンテンツが活用できる内容を盛り込んだ農村・農業のビジネス化に繋がる農泊紹介イベントを地域と連携して開催する。

4. 成果品

- ・電子媒体

5 実績報告書の提出

全ての業務完了後、実績報告書（任意様式）を作成し、検査を受けるものとする。

6 委託料の支払

全ての業務完了後の精算払とする。

7 留意事項

- (1) 本業務の成果に関する権利は、すべて香取市農泊協議会に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、両者で協議し、進めることとする。

農泊推進業務（農泊に係る広告宣伝掲載）仕様書

本仕様書は、香取市農泊協議会が発注する香取市農泊推進業務を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託の名称

農泊推進業務（農泊周遊プラン作成委託業務）

2 業務の目的

本協議会では、農村・農業のビジネス化に向け、雇用確保と所得向上を目指すため、『農泊』の取り組みを推進している。こうした取り組みを効果的で実効性の高いものとするため香取市農泊推進業務を実施することとした。

本業務では、専門事業者のノウハウを活用し効果的で実行性の高いものとするために必要な広告宣伝を行うことを目的とする。

3 業務の内容

（1）発信力のあるWEBブログやSNSへの広告記事掲載

① 農泊推進活動のWEB記事等の発行

協議会の主催する農泊発掘セミナー等の開催写真や協議会の提供する地域の農業のビジネス化に資する記事等を効果的かつ発信力のある媒体へ広告記事掲載する。

② 農泊コンテンツを紹介するイベント開催周知広告掲載

協議会の主催する農泊コンテンツを紹介するイベントと連携し、地域の農業のビジネス化に資するコンテンツ紹介と併せてイベント情報を広告掲載する。

（2）農泊体験プログラムの広告記事掲載

協議会の提供する農泊に関連する収穫体験プログラム等を効果的かつ発信力のある媒体へ広告記事掲載する。

（3）農泊コンテンツプランモニター募集広告掲載

協議会での情報収集のため、協議会の提供する農泊コンテンツの実証モニター募集記事を収穫体験プログラム等の参加情報・予約方法等とともに広告掲載する。

4. 成果品

- ・電子媒体

5 実績報告書の提出

全ての業務完了後、実績報告書（任意様式）を作成し、検査を受けるものとする。

6 委託料の支払

全ての業務完了後の精算払とする。

7 留意事項

- (1) 本業務の成果に関する権利は、すべて香取市農泊協議会に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、両者で協議し、進めることとする。

香取市農泊推進業務（農泊拡大人材育成）委託仕様書

本仕様書は、香取市農泊協議会が発注する香取市農泊推進業務を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託の名称

香取市農泊推進業務（農泊拡大人材育成）

2 業務の目的

本協議会では、農村・農業のビジネス化に向け、雇用確保と所得向上を目指すため、『農泊』の取り組みを推進している。こうした取り組みを効果的で実効性の高いものとするため香取市農泊推進業務を実施することとした。

本業務では、専門事業者のノウハウを活用し効果的で実行性の高いものとするために必要な委託を行うことを目的とする。

3 業務の内容

(1) 現状把握基礎調査

① 調査・分析

地域の農業、農村のビジネス化などに関する基礎的な情報を収集し、整理する。

② 関係者ヒアリング調査

地域の農業、農村のビジネス化に関連する先進的な市内事業者を対象として、取り組み状況などの実態を把握するため、ヒアリング調査を実施する。

③ 農泊のニーズ分析

農泊に取り組んでいる地域などの主な事例を収集し、分析・整理する。

④ 課題の整理

前項までの調査結果を踏まえて、地域の農業、農業のビジネス化などに関する強みや克服すべき課題を整理する。

(2) 農泊拡大に向けた人材育成ワークショップの運営支援業務

人材育成ワークショップ（全3回程度）の運営支援を行う。主な業務は次のとおり。

① 資料の作成支援及び運営に関する事務の補佐

② 出席及び助言

③ 意見の集約及び結果のとりまとめと次回ワークショップへの反映

④ その他、ワークショップ運営に必要な事項

(3) 農泊拡大に向けた人材育成計画に係る支援業務

(1) の調査結果や(2)における意見等を踏まえ、課題に対する解決策や今後の方向性(施策)についての提案を行うとともに、国等の支援施策が活用できる内容を盛り込んだ地域の農業、農村のビジネス化などの指針となる効果的で実行性の高い人材育成計画を策定する。

4. 成果品

- ・電子媒体

5 実績報告書の提出

全ての業務完了後、実績報告書(任意様式)を作成し、検査を受けるものとする。

6 委託料の支払

全ての業務完了後の精算払とする。

7 留意事項

- (1) 本業務の成果に関する権利は、すべて香取市農泊協議会に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、両者で協議し、進めることとする。